

平成 27 年 10 月 箱根町教育委員会会議 会議録

期 日： 平成 27 年 10 月 16 日（金）

場 所： 郷土資料館 学習室

出席者： 勝俣正志委員、石井清美委員、石田玲子委員、小林恭一教育長
大和田公一次長兼生涯学習課長、安藤正博生涯学習課副課長、関野
友人学校教育課副課長、藤田貴嗣学校教育課学校教育係長

欠席者： 唐澤久雄委員長

〈開会前〉

学校教育課長 会議に先立ち、本日の会議進行等についてご説明させていただきます。唐澤委員の委員長任期は、本日、平成 27 年 10 月 16 日までであります。その後任を決める選挙が本日の議事日程第 1 であります。唐澤委員長が欠席されておりますので、勝俣委員長職務代理者に本日の会議進行役をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 事：

1 開 会

委員長職務代理者より、開会の宣言【午後 2 時 00 分開会】

2 前回会議録の承認について

会議録が承認され、教育委員署名

3 教育長等諸報告について

- (1) 教育長より報告・謝辞
- (2) 学校教育課副課長より、9 月教育委員会会議以降、10 月教育委員会会議までの間における会議等への出席に関する謝辞・報告
- (3) 学校教育課副課長より、10 月教育委員会会議以降、11 月末までの間における会議・行事等の予定連絡

4 議 第

会議次第 4. 議事

日程第 1 委員長の選挙について

委員長職務代理者 それでは議事に入ります。日程第 1「委員長の選挙について」を議題とします。この選挙は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条第 2 項の規定に基づき委員長の任期は原則 1 年となっておりますので、明日、10 月 17 日から来年の 10 月 16 日までの任期の新委員長を決定するための選挙です。

事務局より、委員長選挙の方法等について説明をお願いします。

- 学校教育課長 では、選挙について説明させていただきます。委員長の選挙は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項に「教育委員会は、教育長を除く委員のうちから、委員長を選挙しなければならない。」と規定されており、選挙の方法については箱根町教育委員会会議規則第1条に「委員長の選挙は、会議において無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た者（その者が2人以上あるときは、これらの者のうちからくじで定める者）をもって当選人とする。」と規定されています。何か選挙について、ご質問等はございますか。
- それでは、投票用紙をお配りいたしますので、どなたか1名の氏名をご記入いただき、投票をお願いいたします。
- 学校教育課副課長 〔投票用紙配付〕投票箱の中が空であることをご確認ください。
- 学校教育課副課長 〔投票箱持ち回り／各委員が投票〕ただいまから、開票いたします。
- 学校教育課長・学校教育課副課長 〔投票用紙開票・集計〕
- 学校教育課長 集計が終わりましたので、結果を発表いたします。有効投票4票、無効投票0票でございます。結果につきましては、勝俣正志さんが3票、石田玲子さんが1票です。以上の結果、勝俣正志さんが委員長に当選されました。
- 教 育 長 大変お忙しいとは思いますが、よろしく願いいたします。
- 委員長職務代理者 ただいま、委員長選挙におきまして、私が委員長就任を仰せつかったわけですが、全力で委員長の職に取り組んでまいりたいと思いますので委員の皆さんのご協力をいただきますよう、お願いいたします。
- 全 委 員 よろしく願いいたします。

会議次第 4. 議事

日程第2 委員長職務代理者の選任について

- 委員長職務代理者 それでは、次の日程第2の「委員長職務代理者の選任について」を議題といたします。委員長職務代理者の選任について、事務局から説明をお願いいたします。
- 学校教育課長 委員長職務代理者の選任につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項に「委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けるときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。」と規定され、箱根町教育委員会会議規則第2条に「委員長が事故あるとき、又は欠けるときは、前任の委員が委員長の職務を代理する。」と規定されております。つきましては、唐澤委員さんが前任の委員となりますので、唐澤委員さんが委員長職務代理者に該当されます。
- 任期につきましては、委員長と同様、明日の10月17日から来年の10月16日までとなります。
- 委員長職務代理者 事務局から説明がありましたとおり、唐澤委員が委員長職務代理

者に該当するとのことです。唐澤委員には委員長職務代理者をお願いしたいと思います。このことについては、教育長から唐澤委員に伝達をお願いします。

会議次第 4. 議事

日程第3 議案第28号 箱根町大学等入学資金貸与者の決定について

- 委員長職務代理者 それでは、日程第3の議案を始めてください。
- 学校教育課副課長 [議案朗読後]
- 学校教育係長 大学等入学資金貸与生徒調書を基に説明。
貸与審査基準に照らし合わせた結果、特に問題ありません。よろしく、ご審査お願いいたします。
- 委員長職務代理者 何か、質問等ありますか。
審査基準に照らし合わせ、特に問題ないということですので、承認ということによろしいですか。
- 委 員 はい、結構です。

会議次第 5. その他

(1) 次会会議への付議事項について

- 委員長職務代理者 次会への付議事項はありますか。
無いようでしたら、次会会議は11月30日(月)の午後2時00分から予定したいと思いますのでよろしくお願いします。

会議次第 6. 閉会

- 委員長職務代理者 その他無いようでした、これで閉会とします。

【午後2時55分閉会】